

平成 29年度監査報告書

第 1 回 定期 監 査

教育委員会

【国分寺市立小学校】

【国分寺市立中学校】

平成 29 年 12 月

国分寺市監査委員

平成 29 年度第 1 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による
監査

第 2 監査の対象事務

国分寺市立小学校（第一小学校，第二小学校，第三小学校，第四小学校，第五小学校，第六小学校，第七小学校，第八小学校，第九小学校，第十小学校），国分寺市立中学校（第一中学校，第二中学校，第三中学校，第四中学校，第五中学校）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第 3 監査の範囲

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日）の執行分
現金及び郵券等については，監査現地調査日までを対象とした。また，平成 29 年度に実績のない事業等については，平成 29 年度以前を対象とした。

第 4 監査の実施期間

平成 29 年 9 月 6 日から平成 29 年 12 月 26 日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
10 月 20 日	学務課（小学校給食に関わる事務）
10 月 24 日	第一中学校，
10 月 25 日	第六小学校，第十小学校，第二中学校，第三中学校
10 月 27 日	第五小学校，第九小学校，第四中学校，第五中学校
10 月 30 日	第二小学校，第三小学校，第七小学校，第八小学校
11 月 1 日	第一小学校，第四小学校

第 5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が，関係法令等に準拠し，適正かつ効率的に行われているかを主眼とし，下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定，徴収，現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。

- 4 文書管理は関係法令等に基づき適正に作成，管理されているか。
- 5 郵券，現金の管理は適正になされているか。
- 6 車両の安全運転管理，施設の安全管理は適正になされているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料，証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い，必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ，概ね適正に執行されているものと認められたが，一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので，以下個別に記述する。

1 庶務的事項について

(1) 備品管理について

備品台帳に登録されている備品の中で，実際には廃棄されている備品が多く見受けられた。速やかに手続きすると共に，今後は適正に処理されたい。

2 安全管理について

(1) 毒物・劇物等薬品管理について

薬品管理簿において，記載の方法が統一されていない等，全体的にわかりにくいものとなっていた。今後は担当教諭等への指導を図り，適切に管理されたい。

3 小学校給食の収納事務について

小学校給食費において，過年度分の調定上の未納額と実際の未納額に差が生じていた。この収納事務については，手作業で行われている事務も多く，各個人の状況を把握して食数の確定を行っていること等から，大変複雑なものとなっている。今後は複雑化した事務を整理するとともに，各学校との連携と確認体制の強化を図られたい。